

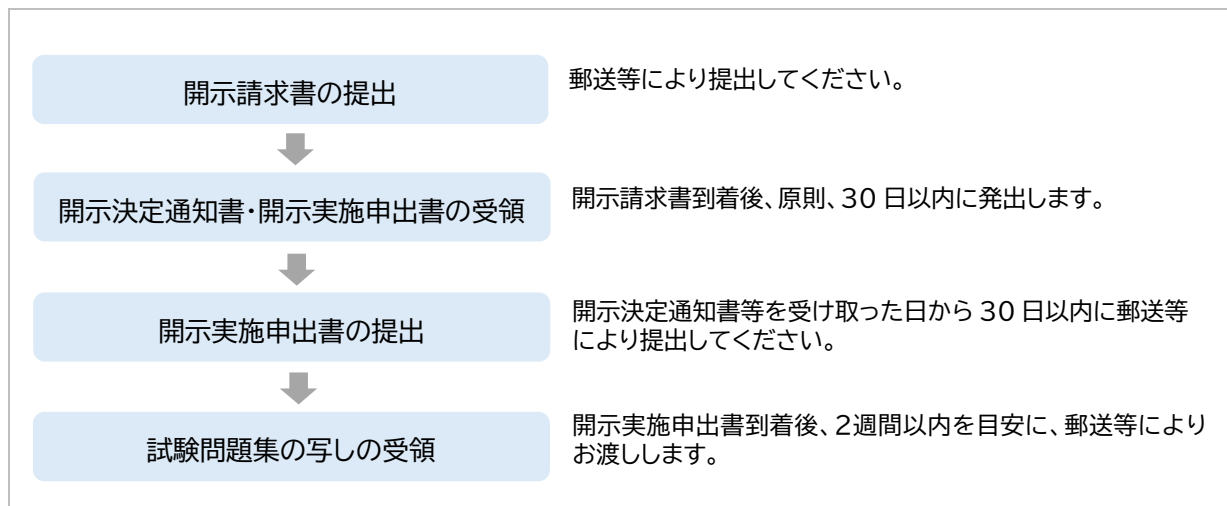
Q&A ～試験問題集の開示請求について～

Q1 試験問題は開示請求しないと確認できませんか？

A1 「国家公務員試験採用情報 NAVI」のページに「[試験問題例](#)」を掲載しておりますので、試験問題の一部については、そちらで確認することができます。

Q2 開示請求の手続きの全体的な流れを教えてください。

A2 全体的な流れは以下になります。詳細は Q3以降を確認してください。



Q3 開示請求書の提出方法を教えてください。

A3 「行政文書開示請求書」に必要事項を記載し、開示請求手数料(収入印紙)を貼った上で、人事院人事行政情報センターへ郵送等によりご提出ください。

- 様式はこちらから印刷してください。
「行政文書開示請求書とその記載例」:[PDF](#)/[Word](#)
(3枚目に記載例がありますので、よく確認してください。)
- 収入印紙は郵便局等で購入できます。
- 返信用封筒の同封は不要です。

Q4 どの試験の試験問題集を開示請求できますか？

A4 人事院が実施している国家公務員採用試験について請求することができますので、「[国家公務員採用情報NAVI](#)」で人事院が実施している採用試験を確認してください。なお、「[行政文書開示請求書とその記載例](#)」の4枚目に請求できる主な試験の種類を記載していますのでこちらもご参照ください。

人事院ではなく、各府省など別の機関が実施している試験の試験問題集については、その試験を実施している機関にお問い合わせください。

なお、試験問題集の保存期間は原則5年となっています(当年度分の試験問

題集については、試験が行われた日の翌日以降に請求してください。)

Q5 開示請求手数料はいくらですか？

A5 開示請求手数料は1件につき 300 円になります。試験問題集については、試験の種類ごとに1件となりますので、「行政文書開示請求書」に請求する試験の種類分の収入印紙を貼ってください(区分や年度ごとではありません。)

例えば、

①【総合職(大卒程度)の法律、経済区分】を請求する場合

→試験は1種類なので、300円分です。

②【総合職(院卒者)の行政、総合職(大卒程度)の法律、経済区分、一般職(大卒程度)の行政、教養区分】を請求する場合

→試験は3種類なので、300円×3で900円分です。

Q6 行政文書開示請求書を提出した後、どのような手続きになりますか？

A6 行政文書開示請求書の記載内容に不備や確認事項がある場合は、メールや電話によりお問い合わせをさせていただきます。記載内容の確認ができ次第、手続きを進めますので、必ず連絡が取れるようにしてください(開示請求の窓口の連絡先は本資料の最後に掲載しています。)

手続きが終わりましたら、「行政文書開示決定通知書」及び「行政文書の開示の実施方法等申出書」を送付します。送付した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入し、人事院人事行政情報センターへ郵送等によりご提出ください(開示決定通知書等を受け取ってから 30 日以内に提出してください。)。その後、試験問題集の写しの送付等をいたします。

開示の実施の際、再度、開示実施手数料(収入印紙)が必要になるほか、写しの送付を希望する場合は返信用の郵便切手が必要になります。収入印紙や切手の額は「開示の実施方法等申出書」に記載していますので、確認してください。

なお、開示実施手数料は、年度や区分が多いほど、金額が高くなります。

(参考)開示実施手数料について

● データ(CD—R)の場合

【210円×ファイル数(※)+100 円】から開示請求手数料を差し引いた額
(※)1種類の試験・1年度・1区分で1ファイルとなります。例えば、総合職(大卒程度)の法律、経済区分(2023～2025 年度)の請求の場合、試験1種類、2区分、3年度分のため、6ファイルとなります。

- 紙の場合

【10円×枚数】から開示請求手数料を差し引いた額

Q7 試験問題集はどのような形で開示されますか？

A7 データ(PDF)をCD-Rに複写したもの又は紙に印刷したものを送付又は窓口で交付する形での開示となります。

Q8 行政文書開示請求書を提出してから、どれくらいで試験問題集を入手できますか？

A8 行政文書開示請求書が人事院人事行政情報センターに到着してから、原則として、30日以内に開示決定通知書等を送付します。「行政文書開示決定通知書」が届いた後は、上記の A6のとおり、「開示の実施方法等申出書」を提出いただき、その後、試験問題集の写しを送付・交付いたします。
なお、試験問題集の写しの送付・交付までお時間をいただく場合がありますので、早めに開示請求の手続きを行ってください。

Q9 基礎能力試験と専門試験が分かれている試験については、別々に請求する必要がありますか？

A9 請求単位は「その区分で使用した試験問題集一式」となりますので、別々に請求する必要はありません。

【問合せ先】

人事院人事行政情報センター 情報公開担当

電話番号 :03-3581-5301

問合せ時間:9時30分から17時30分まで(12時から13時までを除く。)

※土日、祝休日及び12月28日～1月3日は開庁していません。